

▽発信元・お問い合わせ先はこちら  
「人材ビジネスの発展を通じてヒトの成長を迫及する」  
株式会社ヒューマンビジネス・コンサルティング  
TEL : 03-6909-8644/0120-973-644  
E mail:info@hb-consulting.jp

## 派遣労働各国の現状は？ 韓国 みなし正社員法期限延長に論議

派遣労働者など非正規労働者の待遇や身分は、一部の先進国では法制度で手厚く保護されている一方、途上国などでは正規労働者との格差が解消されていない。米国、ドイツ、韓国、フィリピンの各国で、その実情や課題を探った。

「昨年十一月に会社の人員縮小で仕事を失った。本当は月給が四分の三に減っても働きたかったが…」

働き口を紹介するソウル市内の雇用支援センター。衣料メーカー技術者だった男性(57)はうつむいた。

一月に韓国で失業給付を受けた人は三十五万人余で、前年同期より30%も増えた。

「雇用大乱」。失業の急激な増加は、そう呼ばれる。中でも最大の被害者になると予想されるのは、期間契約などの非正規労働者だ。労働者の約三分之一を占める。

派遣労働には規制などがあるため企業が直接雇う形が大半だが、身分が不安定な実情は日本の派遣と同じ。新卒者で労働者の数が増える三月に「第一の荒波」を迎える。

そして、さらに大きな第二の波が七月に来るかもしれない。「非正規労働者を二年以上雇う場合は無期間勤労者(正社員)とみなす」と定めた法律が、同月、施行から二年になるためだ。

多くの企業が人件費増を避けようと「非正規切り」に走り、「九十万人が失職する」と予測されている。

このため政府は法改正で期限を四年へ延長する方針だが、今度は労働界が「非正規の放置だ」と猛反発、論議が熱を帯びてきた。

ソウル総合雇用支援センターは、失業に伴う喪失感を和らげる心理相談も用意して就職支援策を展開。職業訓練は例年より一カ月早く二月から始めている。（ソウル・福田要）

（2009年2月18日 東京新聞）